

## **郵政民営化委員会（第299回）議事録**

日 時：令和 8 年 6 月 22 日（月）13:30～14:10

場 所：郵政民営化委員会室（永田町合同庁舎 3 階）及びオンライン

出席者：山内委員長、関口委員長代理、甲田委員、横前委員

○山内委員長 それでは、ただいまより「郵政民営化委員会」第299回を開催いたします。

本日は、委員 5 名中 4 名の出席をいただいておりますので、定足数を満たしております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

まずは、「郵政民営化法等の一部を改正する法律」について事務局から20分程度で御説明をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○岡本次長 それでは、事務局から御説明を申し上げます。

まず、郵政民営化法等の改正案については、先週金曜日に可決、成立したところでございます。本日は、一つは審議経過、もう一つは中身の概略について御説明を申し上げたいと思います。

まずは、審議経過でございますが、資料299-1-5を御覧ください。郵政民営化法等の改正については、昨年の通常国会において法案が提出されたところでございますが、今年1月の衆議院解散によりまして廃案となりました。この特別国会において仕切り直しというか、内容に修正を加えた上で取り扱われたものでございます。

この資料にございますように、先々週、6月11日木曜日の衆議院総務委員会において改正案が起草、採決されております。この採決というのは、この起草案、法案を委員会の成案として決定して、委員会委員長が国会への提出主体となって法案を取り扱うということで、議員立法においてはこういう取扱方がよくあるやり方でございます。このやり方によって、全会一致において衆議院総務委員会でこの法案が委員会提出法案として提出されたということでございます。

次に、6月16日火曜日の衆議院本会議においてこの法案が採決されました。賛成多数でございました。共産党と無所属の議員のうちの1名が反対でしたが、賛成多数によりまして衆議院を通過いたしました。

そして、先週の木曜日に参議院総務委員会におきまして審議、採決が行われまして、全会一致で可決されまして本会議のほうに送られました。

そして先週末、6月19日金曜日の参議院本会議におきまして採決が行われまして、共産、れいわが反対でしたが、賛成多数によりまして、可決、成立をいたしたところでございます。近々に、官報掲載によって公布される見通しであると考えております。

こちらが審議経過でございます。

次に、法律の概要について御説明します。資料299-1-2から299-1-4までは法律の条文自体だったり新旧対照表だったりで大部でございますので、本日の説明は割愛させていただきます。

資料299-1-1と参考資料として資料299-1-6を照らし合わせつつ御覧いただければと考えてございます。

資料299-1-1を御覧ください。この法律は、本則の三つの柱プラス附則の検討条項という形で四つの大きな柱立てがあるという整理をされてございます。

まず、1でございますが、日本郵便に対して自助努力による経営効率化等に向けた取組を義務付けるものでございます。（１）が日本郵便に対してA I等のデジタル技術を活用した業務プロセス改善などの業務効率化の取組を義務付け、（２）で経営資源の有効活用に向けた取組を義務付けております。また、これらの取組を担保するために、（３）におきまして、日本郵便が策定する事業計画、これは総務大臣の認可を受けることとなっておりますが、これに経営の適正・効率的な実施に係る方針も書き込むという内容の改正がなされているところでございまして、これらトータルで日本郵便の経営効率化を促していくという意図で設けられていると理解しております。

2、郵政三事業のユニバーサルサービスの確保についてでございます。まず（１）でございますけれども、ゆうちょ銀行・かんぽ生命の株式の処分の見直しでございます。

こちらは参考資料であります資料299-1-6の1ページを併せて御覧いただければと思います。1ページの右側を御覧ください。現在、日本郵政のゆうちょ・かんぽの株式の売却が50%を少し切るところまで行っております。こういう状況なのですが、この法改正によりまして、日本郵政に当分の間、ゆうちょ・かんぽ生命の株式の3分の1超の保有を義務付けるという規定が設けられることとなります。これは、ゆうちょ・かんぽなどの株を売っていったら、日本郵政との間に遠心力が働いて、三事業のユニバーサルサービスの確保が難しくなるのではないかという懸念に応えるものだとして認識してございます。

一方で、右側の真ん中辺を御覧ください。「日本郵政」の真下の四角の右側に書いてございますが、現行の民営化法においても、ゆうちょ・かんぽの株式に関しては、その全部を処分することを目指し、できる限り早期に処分という規定があります。今回の法改正はこの条文自体に変更を加えるものではございません。この方針自体はこのまま残しまして、ただ、当分の間、ユニバーサルサービスとの関係から3分の1超の保有を義務付けるという規定となっております。これは後ほど検討条項のところでも御説明申し上げますが、ユニバの履行が確保されるかどうかによって、この条文自体の見直しについても定められているところでございます。

次に（２）でございますが、ゆうちょとかんぽ、日本郵便との間で窓口業務契約というものを結びます。これが今の届出制から総務大臣による認可制に変更になります。

次に（３）でございますが、ユニバーサルサービスの責務を果たすために、日本郵政グループ内の各社の協議に関する規定、そして、総務大臣が協議に対して助言ができるという規定が設けられます。（２）、（３）は、ゆうちょ・かんぽと日本郵便との間の関係について総務大臣の関与を少し強めていく、これによってユニバーサルサービスの確保を担保するという意図で設けられたものと認識してございます。

次に３、郵便局ネットワークの活用による地域住民の生活の支援でございます。まず（１）でございますが、これについては、参考資料の３ページも併せて御覧ください。基盤的サービスといいます。委員の皆様にも長野県泰阜村や山口県周南市などの視察もいただきましたが、ああいうふうに委託を受けて、自治体の窓口業務であるとかオンライン診療の拠点であるとか、そういう形で地域の住民の方の日常生活、社会生活の基盤となるようなサービスの提供というものを基盤的サービス提供業務としまして、日本郵便の本来業務に位置付けるという改正が行われます。

次に（２）でございますが、（１）の基盤的サービスに準ずるような、日本郵便が自主的に行うような地域のための活動といった業務についても、地域貢献業務と位置付け、実施の努力義務を規定するとともに、日本郵政、持株会社の中にこれの費用に充てるために、ゆうちょ・かんぽの株式の売却益を原資とする基金をつくるという規定が設けられているところでございます。

次に（３）でございますが、郵便事業等の安定的な業務遂行の確保に資する交付金の拡充ということで、新たな交付金制度が設けられます。これについては参考資料の４ページを併せて御覧ください。この参考資料にございますが、現在も交付金制度というものがございます。これは、郵便局の窓口、郵便、貯金、保険窓口のユニバーサルサービスの維持に係る費用のうちの貯金と保険に関する部分について、右下にありますように、ゆうちょやかんぽから拠出金を出してもらって、これが郵政管理支援機構というところに一旦入ります。それを窓口機能を提供する日本郵便に交付するという制度がございます。これが現行の交付金でございます。今回の法改正で、これに加えて、新交付金、真ん中の黄色いところでございます。日本郵便自体が負担する費用の中で、基盤的サービスの責務を含めた郵便局の業務を遂行する上で不可欠な郵便局ネットワークに必要な費用を充てるための新たな交付金を交付します。

この財源でございますが、二つございます。まず、参考資料の右下の「新交付金」。日本郵政は国が株式を３分の１保有してございます。この配当金が今まで国に行っているものを新交付金の財源として郵政管理支援機構のほうに拠出するという財源が一つ設けられるという規定が加わります。

もう一つでございますが、国営時代の旧郵便貯金の権利消滅金、これは黄色の四角の右下のほうにございます。これは約２０年権利の行使がないと消滅するわけですが、この権利消滅金について新交付金の財源に繰り入れるという規定が設けられる。これによって、新交付金は年間で６５０億円程度が想定される見込みでございますけれども、これを郵便局ネットワークの維持費用の一部に充てるという制度が設けられるところでございます。これらを通じて、郵便局ネットワークの活用による地域住民の生活の支援を充実させていくという狙いがあるものと認識してございます。これが本則でございます。

次に附則でございます。検討条項として（１）から（４）の四つの条項が設けられています。（１）と（２）は郵政民営化委員会が名指しされておりますので、この委員会で

取り扱うとともに、次の議題のほうで御説明しますが、（３）についてもこの委員会で検証するということでお諮りしたいと考えております。

まず（１）でございますが、政府は３年ごとのこの委員会の検証の際に、日本郵政がゆうちょ・かんぽの株式の全部を処分してもユニバーサルサービスの責務の履行が確保されるかについて検討。そして、先ほど申し上げた２の（１）の株式の３分の１超保有の義務付けの規定を見直すことについてこの委員会で検証することが求められてございます。

次に（２）でございますが、同じく３年ごとの郵政民営化委員会の検証の際に、ゆうちょ・かんぽに対する上乗せ規制の在り方についても検証することが求められております。これは参考資料でいうと５ページ、６ページです。５ページのほうに全体の概略が書いてございます。ゆうちょもかんぽも、普通の銀行、保険会社として銀行法や保険業法の規制は当然に受けますが、さらに郵政民営化法の規定に基づいて、子会社保有の認可制度、新規業務に関する規制、受け入れる預金や契約をする保険の限度額という規制が上乗せで設けられているということでございます。今回の検証で、この上乗せ規制の在り方についても検討するようということが宿題として投げかけられているところでございます。

（３）でございます。政府は公布後２年を目途として、日本郵政と日本郵便の合併について検討する。それから、日本郵政グループの組織の在り方、グループにおける郵便局ネットワークの維持に要する費用負担、これはグループ各社間ということですが、費用負担の在り方について検討することが定められているところでございます。

これに関しましては、後ほどの御説明になりますけれども、郵政民営化委員会の検証の際ということではございません。政府は２年目途ということでございますけれども、総務省のほうからこちらで調査審議を行ってもらいたいという要請があったところでございまして、こちらで検証することをお諮りしたいと思っております。

最後に（４）でございます。こちらは総務省のほうで検討が実施される予定となっております。政府は、公布後２年を目途として郵便事業の安定的・持続的な運営を確保するための方策について検討と定められております。参考資料の７ページ～９ページ、特に８、９ページ辺りで、郵便事業や日本郵便について非常に苦しい状況にあるということでございます。今回の郵便法改正によってより円滑な料金改定ができるように制度が改められましたけれども、それだけでなく、もっと郵便事業の持続的な運用のためにできる方策があるのではないかとということで検討が求められているものでございます。

これが法律の四つの柱の内容でございます。一番下に施行期日が書いてあります。法律全体としては公布の日から６か月以内となっておりますが、新しい交付金制度については来年度４月１日からとなっております。我々に最も関係が深い附則の検討条項は、公布即施行となっておりますので、近々官報に掲載されて公布となりましたら、その日からこの委員会の宿題として降ってくるということでございます。

以上がこの法律の中身の概要についてでございます。

事務局からの説明はひとまず以上でございます。

○山内委員長 どうもありがとうございました。

それでは、質疑に入りたいと思います。ただいま御説明いただきました内容について御質問や御意見があれば御発言いただきますが、どなたかいらっしゃいますでしょうか。

○横前委員 よろしいでしょうか。

○山内委員長 どうぞ、御発言ください。

○横前委員 資料299-1-1の3の「郵便局ネットワーク等の活用による地域住民の生活の支援」の中の（１）は「基盤的サービス提供業務の本来業務化」ですが、（２）の「地域貢献業務の実施、地域貢献基金の設置」の基金は分かるのですが、①の地域貢献業務と上の基盤的サービス提供業務の違いといいたいまいしょうか、上の基盤的サービス提供業務というのは大体分かるのですが、地域貢献業務というのはどういったものを指しているのか、もしお分かりであれば教えていただければと思います。

以上です。

○山内委員長 どうぞ、お願いします。

○岡本次長 基盤的サービス提供業務は、先ほど御説明したように公共窓口やオンライン診療の拠点など、自治体や公共的なサービスを行う主体からの委託を受けて、地域の住民の方の生活のために基盤となるようなサービスを行うというのが（１）でございます。

（２）は、委託によらず、会社が自らの事業として、例えば、見守りサービスのようなことを行うとか、そういう委託を受けずに自発的に地域住民の方のための業務を行うといったものが想定されるところでございます。これについては本来業務化までするというのではなくて、あくまでも任意的な業務として位置付けられておりますけれども、できるだけやっってくださいという意味で努力義務を設けると、日本郵政、持株会社のほうにこれをゆうちょ・かんぽの株式の売却益を基に基金などを設ければ、より円滑にできるのではないかという意図から、基金の設置を義務付けるという規定が設けられているということでございます。

○横前委員 分かりました。ありがとうございました。

○藤野局長 基盤的サービス提供業務というのは、今やっている人がいる、市町村とかがやっている業務で、それを委託してやるものです。地域貢献業務というものは、今やっている人がいないものです。それで、郵便局でやれるではないかということです。

○横前委員 分かりました。ありがとうございます。

○山内委員長 よろしいでしょうか。

今の委託を受ける、受けないということと現状で公共サービスをやっているもの、それ以外のものという二つの軸があるのだけれども、両方とも新しいもので委託を受けないけれどもやるというのと四象限で、今やっていないのだけれども、委託を受けてこれを行ってくれるかということがあったときに、そういうものはどこに入ってくるのですか。

○藤野局長 委託でやるというときには、そもそも受託者が前提かもしれないけれども、市町村などでやることがあるものです。ということで、基本は（１）なのだと思います。

○山内委員長 基本的には（１）については条件は二つで、基盤的なサービスで委託を受けるということが（１）だね。逆に言うと、それ以外が（２）になる。

○藤野局長 そうですね。（１）は本来業務化と言っていて、では本来業務とは何かということなのですが、法律上言っているのは、結局委託者がいるので、委託をしたいという人との間の協議の応諾義務がかかるということになっています。そういう人がいるのが前提なのです。いないようなのが（２）です。

○山内委員長 了解しました。

ほかにいらっしゃいますか。

本来業務というのは重いということですね。

○藤野局長 重いというか、今ある三事業のようにどこでもやらなければいけないということではないのですが、やってほしい人がいたら、協議の内容は基本は費用負担のことになると思いますので、費用負担をちゃんとしてもらえるということであれば、基本的にはやるということだと思います。

○山内委員長 公益事業関係の法律というのは結構そういうのがあって、一番分かりやすいのは道路運送法で運送引受義務というのがあるのだけれども、それはまさにそうなのだよ。対価を払って運んでくれるという人がいなければいけないのだけれども、その場合、具体的な法律でいうと道路運送法の13条というのがある。そこに限定列举でこういう場合はいいよとかが書いてあるのです。そういう詳細規定までは特にないですね。

○藤野局長 条文上は形がパラレルになっているのは、電気通信事業法の接続の義務なのです。なので、同じように協議を応諾する義務がある。ただ、電気通信事業法と違うのは、協議命令とかの措置までではない。ただ、あまりにおかしいと措置命令もあり得るので、そういう中で担保していると思います。

○山内委員長 余計な話ですけども、そういう公益事業系のインフラについては今のサービス提供業務というのは基本的な考え方ではあるのですよね。

○藤野局長 そうです。

○山内委員長 そこで限定して入れましたということですね。

ほかにいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、佐藤委員から御質問をいただいた件があるということですね。それを御紹介いただきます。

○岡本次長 事務局でございます。

本日御欠席の佐藤委員ですけれども、書面で第299回委員会への質問ということで御質問をいただいておりますので、御報告させていただきます。

佐藤委員からいただきました質問は、参考資料299-1-6の4ページの交付金の制度についてでございます。この交付金の創設について、新交付金約650億円は毎年必ず同じ額が交付されるのかという御質問をいただいております。

これに対しましては、事務局のほうで既に佐藤委員には御回答済みでございますが、次のような御回答をしております。

「新交付金の額については、過疎地等に所在する郵便局で郵便の役務及び基盤的サービス提供業務に係る役務の利用を確保するために不可欠な費用の額を毎年度実際のデータに基づき郵政管理支援機構が計算した上で、総務大臣が認可することにしておりますので、毎年度変動することが想定されます。また、新交付金の財源となる政府が保有する日本郵政株式の配当金等についても変動が想定されます」。

このような御回答をさせていただいたところでございます。

○山内委員長　ありがとうございます。以上でよろしいですか。

それでは、一つ目の議題の審議は以上とさせていただきまして、次に郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証の進め方、ある意味では我々の本来業務ですけれども、これについて事務局から10分程度で御説明をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○岡本次長　事務局から御説明いたします。

今回、法案が通ったことも踏まえて、3年ごとのこの委員会での検証について進め方をお諮りしたいと思います。

まず、進め方をお諮りする前に、資料299-2-1を御覧ください。こちらは、先ほども少し御説明を申し上げましたが、検討条項のうちの（3）です。日本郵政と日本郵便の合併、グループの組織の在り方、費用負担の在り方に関して、総務大臣から調査審議要請が委員長宛に文書として届いてございます。

まず、この文書の「調査審議について」という題の下の1パラ目を御覧ください。1パラ目にありますように、今回の改正法によって、政府は改正法の公布後2年を目途として、日本郵政グループの組織の在り方、同グループにおける郵便局ネットワークの維持に要する費用負担の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされているということでございますが、最後のパラにございますように、これらの措置を講ずるに当たり、これまで各種の意見や所見を提示してきた郵政民営化委員会において調査審議を行うことを要請するという趣旨で、総務大臣より要請を頂戴しているところでございます。

併せまして、間の2パラ目でございます。これは今度の検証には直接関わってこないと思いますが、今回改正法の審議の中で6月11日の衆議院総務委員会で可決されたのですが、そのときに附帯決議が議決されております。その中で、政府は改正法の施行後3年ごとに、郵便窓口等関連交付金という先ほど来御説明している新しい交付金に関する制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされているということでございます。これについても、この委員会の意見や所見の蓄積に期待したいという趣旨で調査審議を行うことを要請するという形で併せて要請をいただいているところでございます。

したがいまして、検討条項の（３）についてこの委員会で検討を行っていくとともに、新しい交付金の在り方についても、さらに次の３年ごと検証、令和12年の検証が想定されますが、この場において取扱いをしていくことになることが想定されるということでございます。

以上のような総務大臣からの調査審議要請についてお受けしたいと考えてございます。

それを前提に、資料299-2-2でございます。総合的な検証の進め方の全体的なスケジュール、全体像についてお諮りしたいと考えております。

１ページ、上下に分かれています。まず上の検証項目についてでございます。この中がさらに二つに分かれておりまして、一つ目が郵政民営化の進捗状況についての検証でございます。これは毎回の３年ごと検証でレギュラーリーに、内容的には少しずつその時々状況に応じて変えながらも、郵政民営化の進捗についての全般的な検証を行ってきたものを今回も行うということでございます。

その一つ目が、郵政民営化法に掲げられた基本方針等の達成状況でございます。例えば、国民の利便性の向上や株式処分の進捗状況などが想定されるところでございます。

次に、日本郵政グループの経営の健全性確保に向けた取組について、収益の改善や新しい分野等への攻めの継続、そういうことも想定されますけれども、経営の健全性確保に向けた取組を検証していきたいと考えてございます。

次に、日本郵政グループの適正な業務運営体制（ガバナンス・コンプライアンス）の確保でございます。ガバナンス・コンプライアンスについては、昨今も様々な問題が指摘されているところでございまして、会社によるこれらの取組や担当省庁の監督・監視の取組などを検証してまいりたいと考えているところでございます。

四つ目でございますが、郵便局ネットワークの一層の活用、地域住民の利便の増進に向けた取組についても検証してまいります。基盤的サービス提供業務といった公共的な役割が強まることも想定されますので、地域の住民のための役割を会社がどういうふう果たしていくかについても検証してまいりたいと考えているところでございます。これらがいわゆる通例の検証項目でございます。

検証項目の下半分が今回の法案の成立に伴いまして、郵政民営化委員会で検証することとされた事項でございます。これに関しては、先ほどと繰り返になりますが、①で株式全額処分とユニバーサルサービスの確保について、さらにその結果に伴って３分の１保有義務をどう考えるかについても検証してまいりたいということでございます。

②でございますが、ゆうちょ・かんぽへの上乗せ規制についてでございます。これが、ゆうちょ・かんぽとそれ以外の金融機関や生保会社との間の競争関係及びゆうちょ・かんぽの経営に与える影響についての検証を進めてまいりたいと考えてございます。

次に③でございますが、先ほども御説明した総務大臣からの調査審議要請にありますように、郵政グループの組織の在り方やグループにおける郵便局ネットワークの維持に要する費用負担の在り方について検証を行ってまいりたいと考えておりまして、大きくくりには

このようなことについて検証を進めてまいりたいと思います。

資料299-2-2の下半分はスケジュールでございます。まず、この後すぐに御説明をしますが、「意見募集」と書いてあるグレーの縦長の矢印がございます。あさってから1か月間、いわゆるパブコメをやっていきたいと考えてございます。それも踏まえながらですが、まず上の一般的な検証項目については、既に持ち回りでこの委員会でお諮りした上で、1月から有識者インタビューや自治体アンケートを進めさせていただいております。これについては、インタビューの積み残しなどがございますので、しっかりと進めていくとともに、しかるべき時期に事務局からインタビュー、アンケートの結果について取りまとめて御報告を申し上げたいと考えてございます。

また、その下の検証事項三つ、株式処分、ユニバ、上乗せ規制、組織・費用負担の在り方も含めまして、郵政グループ、関係団体、関係省庁などの方々にお話を伺いながら、その意見もよくお聞きしながら進めてまいりたいと考えてございます。

郵政グループは当事者の中の当事者でございますのでお話を伺うだろうと思いますし、その監督官庁であります総務省や金融庁など関係省庁の方にもお話を伺いたいと思いますが、関係団体といたしまして、これまでの検証においても、例えば、金融関係、生命保険業界の関係の方、郵便局長会、J P 労組といった関係者の方、さらには物流関係の団体の方などからも、意見募集の際に意見をいただくとともに、この委員会の場合でも意見を申し述べたいという御意向をいただきまして、お話を伺っているということもございます。今回も、関係団体の方からそのような御意向が示された場合には、できるだけその意向に沿う形で検証を進めていきたい、そういう場を設ける方向で考えていきたいと思っております。

それらを経まして、年末までには論点整理という形で議論を整理していきたいと思えます。その上で、意見書の検討、ブラッシュアップに進みまして、総理を本部長とする郵政民営化推進本部に提出したいと思えます。さらにそこから国会に意見書が提出される運びになってございますが、全体として春頃までには決着させたいと、事務局の素案として考えているところでございます。

そして、幾つか補足がございます。一つは、「組織・費用負担の在り方」という水色の矢印があります。ここだけは、ほかの矢印と違って点線で延びています。これに関しては、上の二つの検証事項、株式処分やユニバ、上乗せ規制というのは、法律の条文上、3年ごとの検証の際となっているので、一番上のものと併せて3年ごとの検証の際に意見として取りまとめるということに対して、組織・費用負担の在り方は公布後2年を目途としてということになって、それが総務大臣から要請があったのでやるということですので、法文上必ずしも3年検証と同じタイミングで出すことまでは求められていないということを図示するために点線でつけてございます。

一方で別々の意見書をわざわざつくることはないと思っておりますので、もし同じタイミングで出せるのであれば、それを目指してやっていくということでございますが、法律

上の期限の位置付けが違ふことを図示するということでこのようにさせていただいております。

また、それぞれの検証項目の矢印の中で白丸がございますが、これは概念的にいろいろな方のお話を適宜伺いながら進めていくということを理念的に図示したものでございます。実際には1回でやれる量にも限りがありますし、そもそもこれはどれも難しい課題でございます。いろいろな御意見をお持ちの方がいろいろなお立場から関心をお持ちだということもございますので、この中でどういう議題をどういう順番でとか、どういうタイミングでどの方からお話を伺うという検証の進め方の細かいスケジュール、詳細については、もう少し事務局のほうで調整・検討をさせていただいた上で、委員の方に公式あるいは非公式の形で御相談なども申し上げていきたいと考えてございます。今回は全体的な検証の進め方についてお諮りしたいと考えてございます。

一方で、1点だけ個別のアクションについてもお諮りしたいことがございます。ページ番号はないのですが8ページの次、9枚目を御覧ください。意見募集、パブコメを始めたいと考えております。この資料にある形をもって意見募集をしたいとお諮りするものでございます。

まず、1の「意見募集の目的」の上半分に今回の背景が書いてございます。3年ごとの進捗状況について総合的な検証を行っていますということと、今回は改正法の成立に伴ってこれらの項目についても検証を行うこととしておりますということがバックグラウンドの説明としてございます。

そして、下半分でございますが、今後、当委員会の意見を取りまとめることとなりますが、その際の参考とするため、郵政民営化後の社会情勢の変化や郵政民営化の進捗状況を踏まえ、①～⑦までに関する意見を募集しますというふうになってございます。

このうち、①、②、⑦については、これまでの過去の郵政民営化委員会による意見募集などでも使われてきた表現でございます。郵政民営化に対する評価、期待、その他、これで郵政民営化に関する政策的なこと、会社の取組、利用者の方の利便性に関する評価といったことも大体これに含まれるだろうということで広く意見を募りたいと考えていることと、③から⑥までは今回の改正法の成立に伴いまして、条文で検証することが求められている項目を特出しして、それぞれについて意見を求めるという形で募集したいと考えているところでございます。

次のページの一番上で、いただいた個々の意見について当委員会の考えを示すことはいたしませんということです。ただ、先ほど申し上げたように、関係団体の方などからこの委員会の場での御意見の表明の御意向などがございましたら、前向きに考えていきたいと思っているところでございます。

次に、2の「意見提出期間」でございます。今日御承諾いただきましたら、明日早速e-Govという電子政府の総合窓口のサイトなどにこのパブコメを掲載いたしまして、意見募集期間としては6月24日水曜日から1か月間、7月23日木曜日までの期間で進めてい

きたいと考えてございまして、個別のアクションでございすけれども、こちらについても併せてお諮りをしたいと思っております。

事務局からの説明は以上でございます。

○山内委員長 ありがとうございます。

それでは、質疑に入りたいと思います。今、御説明いただいた内容について御意見や御質問があれば御発言願いたいと思います。どなたかいらっしゃいますでしょうか。

私と関口さんは3年前にもやっているので大体予測がついていますが、今回法律ができましたのでちょっと程度が違うかと思いますが、その意味では資料299-2-2の1ページ目の下の白丸が幾つかある、さっき岡本さんから御発言がありましたけれども、白丸がこのくらいで済むのかどうかという問題はあると思いますが、効率的に皆さんの御意見を伺っていくということかと思えます。

どなたか御質問等はございますでしょうか。

特に大きな御意見はないようですけれども、これについて佐藤さんから何かありますか。

○岡本次長 特にありません。

○山内委員長 よろしいですか。

それでは、皆さん特に御発言はないようですので、これにて質疑は終了とさせていただきます。

それでは、郵政民営化の進捗状況についての説明について異議なしということですので、先ほどありましたように、意見募集については我々が決定してやるということですので、その点についてお諮りします。郵政民営化に関する意見募集を実施し、広く意見を求めたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議ありません」の声あり)

○山内委員長 ありがとうございます。

それでは、そのように決定することといたします。

それから、総務省からの要請事項や事務局からの御説明があった内容についても皆さん御納得いただいたということでございます。

郵政民営化に関する意見募集については、先ほども御説明がありましたが、令和8年6月23日の火曜日に報道発表し、ホームページに掲載するなどして、令和8年6月24日から7月23日までの30日間、広く意見の募集を行うことにしたいと思います。

それでは、以上をもちまして、本日の郵政民営化委員会を閉会とさせていただきます。

後ほど私から記者会見を行うこととしております。

本日はどうもありがとうございました。

以上